

宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

1 目的

子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、国の基準を踏まえて市町村が条例で定める基準に従い、運営しなければならないこととされた。

これを受けて、認定こども園、幼稚園、保育所などの施設や、家庭的保育事業などの地域型保育事業を行う事業者が、給付金を受ける対象として適切な運営を行っていることを本市が確認するための基準を条例で規定するもの。

2 根拠法

子ども・子育て支援法 第34条第3項及び第46条第3項

3 関係省令

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
(平成26年内閣府令第39号)

4 用語説明

○「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園、保育所をいう。

○「地域型保育事業」とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の各事業を指す。

○子ども・子育て支援新制度においては、本市が上記の施設・事業者について給付の対象になることを確認する必要があり、その確認を受けた施設や事業が「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業」となる。

5 本市の考え方

原則、国の基準に基づき、条例（案）を作成。

6 国の基準と異なる規定

規定	内容	説明
第3条第5項	追加	特定教育・保育施設等の内容の向上に向けた市の取組みの規定を追加
第3条第6項	追加	宇部市暴力団排除条例を受け、暴力団排除の規定を追加
第16条第2項 第45条第2項	一部修正	各施設及び事業者の評価の内容を合わせるため、「外部の者による評価」を「市の評価制度に基づく第三者による評価」と表現を修正。

宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 目的

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)の施行に伴う児童福祉法の改正により、児童福祉法に第34条の8の2が追加され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされた。

これを受けて、放課後児童健全育成事業を行う者が遵守しなければならない、設備及び運営に関する基準を条例で規定するもの。

2 根拠法

児童福祉法 第34条の8の2第1項

3 関係省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第63号)

4 用語説明

○「放課後児童健全育成事業」とは、地域学童保育事業のこと。本条例(案)においては、根拠法である児童福祉法における表現を用いている。

5 本市の考え方

基本的には厚生労働省令で定められた基準に準じて、条例(案)を作成。本市の現状等に応じて規定を修正。

6 国の基準と異なる規定

規定	内容	説明
第5条第1項	一部追加	放課後児童健全育成事業の対象を、国基準の「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に、本市の現状に合わせて「その他の特別な事情により保育することができないもの」を追加。 また、本事業の目的を、国基準の「基本的な生活習慣の確立」に、「学習習慣及び読書習慣」を挿入。
第5条第2項	追加	宇部市暴力団排除条例を受け、暴力団排除の規定を追加
第9条第1項	一部修正	本市の学童保育施設の多くが、既存施設の改修等により学童保育施設を整備していることから、静養スペース等専用区画を設けることを努力義務として表現を修正。
第10条第2項	修正	放課後児童支援員の配置基準を本市の現状に合わせて、規模により配置基準を修正。
第10条第3項	一部修正	放課後児童支援員の資格について、国の基準では「都道府県知事が行う研修」の修了を基本としているが、支援員の質の向上に本市も主体的に取り組むことを盛り込むため、「市が指定する研修」の修了し、「市が学童保育指導員として認定したもの」と表現を修正

第15条第2項	追加	事業の内容充実を図るため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育の規定に合わせ、自身の評価に加え、「市の評価制度に基づく第三者による評価」を追加。
第19条第2項	修正	一年の開所日数を本市の現状に合わせ、「250日以上」を「281日以上」に修正。
附則 第2条 第3条	追加	児童一人あたりの面積基準及び受け入れ児童数の規模の規定について、待機児童の発生を防ぐため、施行後5年間の経過措置の規定を追加。 それに合わせて、支援員の配置が現行の基準よりも劣ることのないよう、支援員の配置について規定を追加。

宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 目的

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)の施行に伴う児童福祉法の改正により、児童福祉法の第34条16の規定が改正され、家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育、居宅訪問方保育、事業所内保育)が新たに市町村認可事業となり、市町村はその設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされた。

これを受けて、家庭的保育事業等を行う者が本市の認可を受けるために遵守しなければならない、設備及び運営に関する基準を条例で規定するもの。

2 根拠法

児童福祉法 第34条の16第1項

3 関係省令

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)

4 用語説明

○「家庭的保育事業等(地域型保育事業)」とは、満3歳未満の乳幼児を対象とした、次の4つの事業を指す。

①家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等の家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行う事業。

②小規模保育事業

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業。

③事業所内保育事業

事業所内の保育施設において、従業員の子どものほかに、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

④居宅訪問型保育事業

障害等で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保育者の自宅において1対1で保育を行う事業。

5 本市の考え方

原則、国の基準に基づき、条例(案)を作成。

6 国の基準と異なる規定

規定	内容	説明
第5条第2項	追加	宇部市暴力団排除条例を受け、暴力団排除の規定を追加
第5条第5項	一部修正	事業の内容充実を図るため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育の規定に合わせ、「外部の者による評価」を「市の評価制度に基づく第三者による評価」と表現を修正。

7 内容（事業別）

(1) 職員数・資格要件

項目	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 3：1 ・家庭的保育補助者を置く場合 5：2 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3：1 ・1・2歳児 6：1 <p>※上記の合計に、1以上を加えた数以上とする。</p> <p>※保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3：1 ・1・2歳児 6：1 <p>※上記の合計に、1以上を加えた数以上とし、半数以上は保育士とする。</p> <p>※保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 3：1 ・家庭的保育補助者を置く場合 5：2 	<ul style="list-style-type: none"> ○定員20名以上 ・0歳児 3：1 ・1・2歳児 6：1 ・3歳児 20：1 ・4歳児 30：1 ○定員19名以下 ・小規模保育B型と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児 1：1
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 ※市が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市が認める者 (+家庭的保育補助者) ・嘱託医 ・調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・嘱託医 ・調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 (保育士以外は必要な研修を終了した者) ・嘱託医 ・調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 ※市が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市が認める者 (+家庭的保育補助者) ・嘱託医 ・調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ○定員20名以上 ・保育士 ・嘱託医 ・調理員 ○定員19名以下 ・保育士 (保育士以外は必要な研修を終了した者) ・嘱託医 ・調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 ※市が行う研修を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市が認める者

(2) 設備・面積基準

項目	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
設備	・保育を行う専用の部屋	・0・1歳児 乳児室又はほふく室 ・2歳児 保育室	・0・1歳児 乳児室又はほふく室 ・2歳児 保育室	・0・1歳児 乳児室又はほふく室 ・2歳児 保育室	・0・1歳児 乳児室又はほふく室 ・2歳児 保育室	—
	・同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭	・屋外遊戯場 (2歳児以上)	・屋外遊戯場 (2歳児以上)	・屋外遊戯場 (2歳児以上)	・屋外遊戯場 (2歳児以上)	—
面積	・乳児室/ほふく室/保育室 1人3.3㎡以上 (部屋自体は9.9㎡ 以上必要) ・庭(2歳児以上) 1人3.3㎡以上	・乳児室/ほふく室 1人3.3㎡以上 ・保育室 1人1.98㎡以上 ・屋外遊戯場 1人3.3㎡以上	・乳児室/ほふく室 1人3.3㎡以上 ・保育室 1人1.98㎡以上 ・屋外遊戯場 1人3.3㎡以上	・乳児室/ほふく室/保育室 1人3.3㎡以上 ・屋外遊戯場 1人3.3㎡以上	○定員20名以上 ・乳児室 1人1.65㎡以上 ・ほふく室 1人3.3㎡以上 ・保育室 1人1.98㎡以上 ・屋外遊戯場 1人3.3㎡ ○定員19名以下 小規模保育A型と同様	—

(3) 給食

項目	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
給食	・自園調理 連携施設等から搬入可	・自園調理 連携施設等から搬入可	・自園調理 連携施設等から搬入可	・自園調理 連携施設等から搬入可	・自園調理 連携施設等から搬入可	—
設備	・調理設備	・調理設備	・調理設備	・調理設備	・定員20名以上 調理室 ・定員19名以下 調理設備	—